

～ 私道整備の助成を希望される皆さまへ ～

台東区では、不特定多数の人や自転車などが通行する公共性の高い私道について、老朽化による路面の凸凹や水たまりなどの整備助成を行っています。

私道整備の助成を希望される方は、以下の事項をご覧のうえ、お気軽にご相談ください。

助成の要件

1. 老朽化による路面の整備が対象です。建物の新築、改築、解体などに伴う整備は対象になりません。
2. 私道全体が整備対象になります。私道の出入り口や〇〇宅前～〇〇宅前といった部分的な整備は対象になりません。
 - 舗装工事の場合は、幅員1.5m以上で、両端または一端が公道または私道に接していること。
ただし、袋路については、延長20m以上のもの。
 - 排水管等を設置する場合は、幅員2.0m以上で、両端または一端が公道に接していること。
ただし、袋路については、延長20m以上のもの。
3. 穴埋めや排水管の一部破損などの部分的な補修は対象になりません。
4. 原則、私道の関係者（沿道にお住まいの方、土地所有者等）全員の同意が必要です。

助成額

1. 舗装工事は、工事費の全額を区が負担します。
 2. L形側溝や排水管などの排水設備工事は、工事費の10分の9以内を区が負担します。
- ※ 私道整備工事は台東区が工事業者に発注して施工します。私道の関係者である皆さまが工事を
行い、その工事費に対して助成するものではありません。

申請方法

1. 沿道にお住まいの方または土地所有者の中から、申請者代表を決めていただき、申請書、承諾書、排水設備工事がある場合は地元負担金の取りまとめをしていただきます。
2. 申請に必要な書類は、区役所本庁舎5階③番窓口 土木課設計担当にありますが、ご連絡いただければお届けすることも可能です。いずれにしても、ご相談いただいてから現地確認を行い、下水管や水道管、ガス管などの調査も必要になりますので、先ずは下記担当までご連絡ください。

連絡先

台東区 都市づくり部 土木課 設計担当

電話：03-5246-1313（直通）